

よくあるお問い合わせ（課税）

お問い合わせ先につきましては、裏面をご確認ください。

市県民税（普通徴収）

軽自動車税

（課税に関するお問い合わせ：北部・南部市税事務所 個人課税課）

Q 年の途中にさいたま市から引越していますが、市県民税（普通徴収）は納付する必要がありますか？

A 市県民税（普通徴収）は毎年1月1日（賦課期日）現在において、市内に住所がある方で、前年に一定額以上の所得があった場合に課税されます。

例えば、令和3年1月1日にさいたま市在住の方が、令和3年3月に市外へ転出した場合でも、令和2年中の所得にかかる市県民税（普通徴収）はさいたま市へ納めていただくことになります。納めていただく税額は、転出するまでの月割ではなく、1年分となります。

Q 市県民税は給与から天引きされていると思いますが、催告書が届きました。

A 勤務先を退職、又は転職される際は、市県民税の支払いが給与天引き（特別徴収）からご自身で納付書にてお支払い頂く普通徴収に切り替わる場合がございます。税額についての詳細は、個人課税課にお問い合わせください。

Q 軽自動車を紛失・売却・譲渡していますが、催告書が届きました。

A 軽自動車税は毎年4月1日（賦課期日）現在において、市内に主たる定置場がある軽自動車を所有している方に課税されます。4月1日以前に紛失・売却・譲渡しているにもかかわらず、納税通知書が送付された場合は、廃車手続きが必要となります。

なお、4月2日以後に廃車手続きをした場合は、その年度分は納めていただく必要があります。

市県民税（特別徴収）

法人市民税

（課税に関するお問い合わせ：北部市税事務所 法人課税課）

Q 市県民税（特別徴収）を納入済ですが、催告書が届きました。

A 納入額が不足していることが考えられます。納入額が不足する理由は主に次の2つが考えられます。

① 退職・休職等に係る「給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」と表記）が提出されていない。

⇒ 「異動届出書」が提出済かご確認ください。提出していない場合は、「異動届出書」の提出が必要です。

② 変更前の特別徴収税額で納入している。

⇒ 従業員の税額に変更があった場合は「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」を送付しております。同通知書により、変更後の特別徴収額をご確認ください。

Q 法人税は税務署に納めたはずですが、催告書が届きました。

A 法人の所得等に対して課税される税金は、国に納める法人税のほかに、さいたま市内に事務所等がある法人に課せられる「法人市民税」があります。

すでに申告をいただいているか「法人市民税の決定通知書」により御社に通知してありますのでご納付をお願いします。

固定資産税・都市計画税

(課税に関するお問い合わせ:北部・南部市税事務所 資産課税課)

Q 年の途中で土地や家屋を売った場合の固定資産税・都市計画税は納付する必要がありますか？

A 固定資産税・都市計画税は地方税法の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在において、市内に固定資産を所有している方が、納税義務者となります。

例えば、令和3年1月15日に不動産を売却し、登記簿に登記した場合、令和3年1月1日現在の登記簿には、売主(前所有者)の名義で登記されていますので、令和3年度固定資産税・都市計画税は売主(前所有者)が納税義務者となり、新たな所有者には翌年度から課税されます。

国民健康保険税

(課税に関するお問い合わせ:各区役所 保険年金課)

Q 自分(世帯主)は国保加入者ではないが、国保税がかかるのはなぜですか？

A 国保への加入は世帯ごとです。世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯内に国保加入者がいる場合は、世帯主が国保税の納税義務者となります。これを擬制世帯主といいます。納税通知書は世帯主宛に送付されます。

Q 自分の所得に対して、国保税が高いのはなぜですか？(所得がある世帯員がいる場合)

A 国保加入者全員の所得が課税対象となります。配偶者や子供など、所得のある世帯員がいる場合、国保税が高くなります。詳しい計算方法等につきましては、各区役所保険年金課(国保係)までお問い合わせください。

Q 社会保険に加入(世帯全員)していますが催告書が届きました。

A 世帯主による国保の脱退手続きが必要となります。脱退手続きがないと国保税の清算ができず、本来納付する必要のない納税通知書、督促状、催告書などが送付されてしまう場合があります。詳しくは、各区役所保険年金課(国保係)までお問い合わせください。

口座振替について

(口座振替に関するお問い合わせ:財政局税務部 収納対策課)

☎829-1167 FAX829-1962

Q 口座振替できる税目、手続き方法について教えてください。

A 口座振替ができる税目は次の税目です。市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

手続き方法は以下のとおりです。

<方法①:ペイジー口座振替受付サービスによる申込>

対象金融機関のキャッシュカード、納税通知書をお持ちのうえ、各区役所内市税の窓口、各区役所保険年金課、南北市税事務所納税課でお申し込みください。暗証番号の入力が必要となりますのであらかじめご確認ください。10日までに申し込んだ場合、当月末日以降に到来する納期限から振替開始となります。対象金融機関は、ホームページをご確認ください。
<https://www.city.saitama.jp/001/004/003/p041468.html>

<方法②:口座振替依頼書による申込>

預貯金通帳、口座届出印、納税通知書、口座振替依頼書をお持ちのうえ、対象の金融機関でお申し込みください。15日までに申し込んだ場合、翌月末日以降に到来する納期限から振替開始となります。対象金融機関の確認、口座振替依頼書の入手方法、郵送による申込については、ホームページをご確認ください。
<https://www.city.saitama.jp/005/004/007/p013436.html>

手続方法①



手続方法②



お問い合わせ（納税）について

平素、市税等の納付につきまして、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

現在、市税等が滞納となっている方について、催告書を送付しております。そのため、市税事務所納税課の電話が混み合っており、繋がりにくい状況となっております。

納税相談をご希望の方にはご迷惑をおかけして申し訳ございません。

より多くのご相談に対応するため、市ホームページのお問い合わせフォーム又はFAXでの相談も受け付けておりますので、ご利用ください。

お問い合わせフォーム又はFAXでのご相談については、市税事務所納税課より電話にてご連絡いたします。相談内容とあわせて平日の日中にお電話可能な時間帯を記載頂くようお願いいたします。

お問い合わせフォームからのご相談

次の方法で市ホームページにアクセスしてください。

さいたま市 市税の納付

検索

<https://www.city.saitama.jp/001/004/003/p013060.html>

★ 納税課からは電話にて連絡しますので、電話番号は必ず入力してください。



FAXでのご相談

北部市税事務所 納税課 048-646-3121

南部市税事務所 納税課 048-829-1964

★ 住所（所在地）、氏名（名称）、生年月日（個人の方のみ）、お問い合わせ番号、電話番号、相談内容を必ず記入してください。

納税課からの連絡

日時：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

★ 住所（所在地）、氏名（名称）、生年月日（個人の方のみ）、電話番号、相談内容を必ず記入してください。

★ ご相談が多い場合、翌開庁日以降の連絡となる場合があります。ご了承ください。

★ 電話の際、ご本人様確認のため、納税通知書等に記載された通知書番号又はお問い合わせ番号を確認させていただきます。

市税を一時に納付することができない方については、市税等の猶予制度があります。詳しくは、市ホームページをご参照ください。

さいたま市 税 猶予

検索

<https://www.city.saitama.jp/001/004/003/p047985.html>



市税事務所の連絡先と交通アクセス

北部市税事務所

担当：西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区・法人
〒330-8501 大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 5階



■徒歩でお越しの場合

大宮駅東口、さいたま新都心駅東口から約15分

■バスでお越しの場合

【大宮駅東口】

〈2番乗り場〉東武バス「さいたま市立病院」行きで「大宮区役所」下車。

【さいたま新都心駅東口】

〈2番乗り場〉東武バス「大宮駅東口(大宮区役所経由)」行きで「大宮区役所」下車。

■車でお越しの場合

駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関等をご利用ください。

※市税事務所・区役所等をご利用の場合は60分間無料です。

■各課連絡先 ※電話・FAX番号ともに市外局番は「048」です

◆個人課税課(FAX646-3164)

(大宮区担当) 普通徴収第1係 ☎646-3102
(西・見沼区担当) 普通徴収第2係 ☎646-3103
(北・岩槻区担当) 普通徴収第3係 ☎646-3104

◆法人課税課(FAX646-3164)

特別徴収係 ☎646-3271
法人・諸税係 ☎646-3272

◆資産課税課(FAX646-3164)

(西・北・大宮区担当) 土地第1係 ☎646-3114
(見沼・岩槻区担当) 土地第2係 ☎646-3115
(西・北・大宮区担当) 家屋第1係 ☎646-3119
(見沼・岩槻区担当) 家屋第2係 ☎646-3120

◆納税課(FAX646-3121)

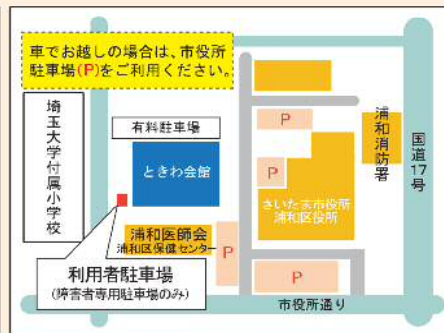
特別滞納整理係 ☎646-3039
納税第1係 ☎646-3081
納税第2係 ☎646-3049
納税整理係 ☎646-3045
法人納税係 ☎646-3043

◆納税調査課(FAX646-3121)

調査係 ☎646-3047
公売係 ☎646-3048

南部市税事務所

担当：中央区・桜区・浦和区・南区・緑区・法人を除く市外
〒330-9588 浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館 1・2階



▲さいたま市役所・浦和区役所隣接 ときわ会館

■徒歩でお越しの場合

浦和駅西口、北浦和駅西口または中浦和駅から15分～20分

■バスでお越しの場合

【浦和駅西口】

〈2番乗り場〉国際興業バス「市役所経由桜区役所」行き、「市役所・桜区役所経由大久保浄水場」行きで「市役所前」または「市役所北口」下車。

【北浦和駅西口】

〈1番乗り場〉国際興業バス「西浦和車庫」行きで「市役所北口」下車。
(注意)北浦和駅からは、バスが1時間1便程度となっていますので、ご注意ください。

■車でお越しの場合

さいたま市役所駐車場をご利用ください。駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関等をご利用ください。
(ときわ会館駐車場は障害者専用駐車場1台分のみご用意しております。)

■各課連絡先 ※電話・FAX番号ともに市外局番は「048」です

◆個人課税課(FAX829-6236)

(浦和区担当) 普通徴収第1係 ☎829-1386
(中央・緑区担当) 普通徴収第2係 ☎829-1387
(桜・南区担当) 普通徴収第3係 ☎829-1389

◆資産課税課(FAX829-1916)

(中央・桜・浦和区担当) 土地第1係 ☎829-1570
(南・緑担当) 土地第2係 ☎829-1571
(中央・桜・浦和区担当) 家屋第1係 ☎829-1572
(南・緑担当) 家屋第2係 ☎829-1573
償却資産係 ☎829-1186

◆納税課(FAX829-1964)

特別滞納整理係 ☎829-1734
納税第1係 ☎829-1732
納税第2係 ☎829-1733
納税整理係 ☎829-1735

◆納税調査課(FAX829-1964)

調査係 ☎829-1467
公売係 ☎829-1469

国民健康保険税についてのお問い合わせ先

西区保険年金課 国保係	TEL 620-2673	FAX 620-2768	桜区保険年金課 国保係	TEL 856-6183	FAX856-6278
北区保険年金課 国保係	TEL 669-6073	FAX 669-6167	浦和区保険年金課 国保係	TEL 829-6162	FAX829-6234
大宮区保険年金課 国保係	TEL 646-3073	FAX 646-3168	南区保険年金課 国保係	TEL 844-7183	FAX844-7278
見沼区保険年金課 国保係	TEL 681-6073	FAX 681-6168	緑区保険年金課 国保係	TEL 712-1183	FAX712-1271
中央区保険年金課 国保係	TEL 840-6073	FAX 840-6168	岩槻区保険年金課 国保係	TEL 790-0174	FAX790-0268